

取締役の職務権限規程

第1章 総則

第1条 目的

- 本規程は、ケイスリー株式会社（以下、「会社」という。）における取締役の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2条 法令等の順守

- 取締役は、法令、定款及び会社が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める会社の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 取締役の職務権限

第3条 取締役

- 取締役は法令及び定款の定めるところにより、会社の業務の執行の決定に参画する。

第4条 代表取締役

- 代表取締役の職務権限は、別表に掲げるものとする。

第3章 補則

第 5 条 細則

1. 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、代表取締役が別に定めることができる。

第 6 条 改廃

1. 本規程の改正は、代表取締役が行う。

附則

- 本規程は、2023 年 7 月 1 日より施行する。

別表 取締役の職務権限

項目	決裁権者	
	代表取締役	取締役
役割	・ 会社を代表し、その業務を総理	・ 代表取締役を補佐し、会社の業務を執行 ・ 代表取締役の事故時等の職務執行
戦略	◎	○
事業開発	◎	○
外部連携	◎	◎
営業	◎	○
広報	◎	○

株主総会	◎	○
財務・会計	◎	◎
総務	◎	○
人事・労務	◎	○
法務	◎	○
情報セキュリティ	◎	○
技術・開発	◎	◎